

【史料紹介】

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

——文禄四年、豊臣秀吉の徳川邸御成に関する史料の考察——

原 史 彦

- 一 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の史料解釈
- 二 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の発給年の特定と発給時の秀保
- 三 史料から見る秀吉の徳川邸御成
- 四 文禄四年三月二十八日の御成
- 五 史料の評価

一 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の史料解釈

本稿は、中村孝也氏の『徳川家康文書の研究』⁽¹⁾および、徳川義宣氏の『新修徳川家康文書の研究』⁽²⁾を補完することを目的に、徳川美術館が継続的に実施する徳川家康関連史料の紹介である。今回紹介する「徳川家康書状 豊臣秀保宛」(以下、「本書状」という)は、現在、東京都が所蔵(東京都江戸東京博物館保管)する書状で、平成二十二年度に京都の古書店より購入した作品であるため、直前の伝来経緯は不明である。ただし、箱の上面儉鈍蓋表面にある「東照宮御消息」の文字は、「竹腰正五位正美」、すなわち尾張藩

付家老・竹腰家九代正美(一八二二〜八二二)の筆であると古筆了仲が同箱蓋裏面に極めているため、江戸末期まで竹腰家に伝来していた可能性がある。

本書状は、縦一八・三糎、横七八・三糎の楮紙系の折紙で、現在は掛軸装となっているが、表装の段階で半裁の上、背面部を表面に繋ぐ横紙型に改装されている。上下の裂は白地龍の丸文緞子、中廻しの裂は茶地牡丹唐草文金襴、一文字および風帯の裂は紺地葵紋に松葉・梅文金襴で、表具全体は総縦寸法は一〇三・〇糎、総横幅は八七・五糎、軸の長さは九五・〇糎、軸頭は黒漆塗宗丹形である。

なお、江戸東京博物館の斎藤慎一氏が目視できる折線の間隔を調査したところ、元の折紙に復元した場合に、十一行目以下の裏面にあたる部分が、表面に比べて大幅に短いことを確認している。つまり、折れ筋が一致する部分で繋いだところ、十行目と十一行目の間には、その他の文字間隔からみて、少なくとも二行分ほど切断されているとのことである。一見すると文意は通じるため、切断された部分にどのような文言が記されていたかは推測できないのが惜しまれる。

本書状の釈文と意識は、以下のとおりである。

〔釈文〕

能令啓候 仍御湯
治以来者 為御見
舞以書状等不申
入無音所存之至候
如何之御湯治相当
申候哉 承度存候
将又先度
御成御機嫌能
万事仕合無残
所可御心安候 猶

（欠失）

令期後音之時候
恐々謹言

卯月四日 家康（花押）

太和中納言殿

〔意識〕

お手紙をお出しいたします。（豊臣秀保が）湯治に赴いてからお見舞いの書状も送らず、音信不通となっております（ことをお詫びします）。湯治に赴

かれていかがでしたでしょうか、お話を聞かせいただきたく存じます。さて、先頃(豊臣秀吉が徳川家康邸に)御成になり、(秀吉は)ご機嫌よろしく無事に(御成を)終えることが出来ましたので、ご安心下さい。なお(欠失)お便りをお待ちしております。

発給年の無い卯月(四月)四日付で、家康から大和中納言、すなわち豊臣秀保(二五七九〇九五)へ宛てた書状である。病氣療養のためか、湯治に出かけた豊臣秀保に対する見舞状であり、豊臣秀吉を自邸に迎えたことが首尾良く終わったことを報告する内容となっている。以下、まず本書状の発給年と発給の背景について、検討を行うこととする。

二 「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の発給年の特定と発給時の秀保

宛先である「^(マ)太和中納言殿」とは、秀吉の姉・日秀と三好吉房との間に出来た子で、天正十六年(一五八八)に秀吉の弟である大和中納言・豊臣秀長(一五四〇〜九一)の養子となり、同十九年に秀長が歿した後、秀長の遺領である大和国・紀伊国を相続した秀保のことである。秀保が従三位権中納言に任官するのは、『公卿補任』⁽³⁾によれば天正二十年(一五九二)六月七日で、文祿四年(一五九五)四月十六日に歿していることから、この間に発給された書状であることが分かる。

この秀保の中納言任官時に豊臣秀吉が徳川家康邸に御成を行ったのは、文祿三年六月五日・同年九月九日・同年十一月二十五日・文祿四年三月二十八日の四回が、『言經卿記』⁽⁴⁾や『家忠日記』⁽⁵⁾等の諸史料から確認出来る。書状の日付・卯月(四月)四日と、文中で用いた「先度御成」という近

日での状況を報告する文言から鑑みて、本書状にいう「御成」とは、三月二十八日に御成が行われた文祿四年とするのが妥当であろう。

また、書状内容により秀保が病氣療養のために湯治に赴いたとみられるため、本書状が発給された十二日後に大和国十津川において享年十七歳で歿する状況とも符合する。ただ、秀保の死因について『公卿補任』では「横死云々」と記しており、『言經卿記』でも四月廿日条で秀保の死について「不可説々々」という表現を使うなど、病死ではないとする風聞もあったようである。

『国史大辞典』の「羽柴秀保」の項⁽⁶⁾でも十津川で水死したという説も紹介しているが、これは『武徳編年集成』⁽⁷⁾の記述に依拠したと思われる。本書での秀保は、「無双ノ悪人」とまで書かれた悪逆非道の君主で、癩病治療のため十津川の温泉に赴いた際、吉野川上流の西川において数十丈ある崖から小性を飛び込ませようとしたものの、逆に小性に抱きつかれて共に崖から「深泥ノ流」に落ちて「微塵ニ成」ったとする。ただ本書では、この出来事を文祿三年のこととするなど、事実誤認の記述も含まれているため、この死因については創作・風聞の域を出ない。

『駒井日記』⁽⁸⁾では四月十日条に「とつ川にて御煩出被成由」とあり、以後、亡くなるまで毎日のように十津川へ見舞いの使者や、医師が派遣されている様子を記す他、秀保の病は「疱瘡」であるとか「ゆほろし」(発疹か)といった風聞が記されている。

『多聞院日記』⁽⁹⁾には四月十二日条以降、秀保の「煩」に対して祈禱を行ったが、四月十五日条で「中納言死去必定也ト云々」とあり、『駒井日記』では四月十六日の「暁」に死去したとする。『駒井日記』には危篤となる四月十五日の様子が記されており、「暁より少御蟄氣様御息様あらく成申

由」とか「兎角出物多」といった症状のようで、これらの風聞が正しければ少なくとも転落死といった状況ではなく、何らかの病気によって亡くなったことが分かる。

十津川に赴いた理由は不明だが、本書状の内容から三月二十八日の御成には参加しておらず、その間には湯治に出かけていたと考えられるため、死に至る病との認識はなかったにせよ、本書状を受け取った当時の秀保は、すでに健康的に優れなかった状態であったことは確かであろう。

三 史料から見る秀吉の徳川邸御成

本書状で注目すべき点は、秀吉による徳川家康邸への御成について記述されていることである。秀吉の御成については、佐藤豊三氏による研究¹⁰⁾が知られており、同氏によれば秀吉の御成は、「天下一統事業の祝賀的意味を以て、段階を追って催され、そのたびごとに盛大化していった」とする。また、秀吉の御成は、ほぼ近親者・婚姻関係者に限られた天正期と、政権にとって重要な大大名が中心となった文禄・慶長期とに大きく分けられるとし、特に、文禄・慶長期に催された御成は、「式正の御成」とそれ以外の御成とに区別されて、御成を催す大名家に対しても家格の規定が成されたこと、御成を催した背景には、朝鮮侵攻時の戦争最高責任者・太閤としての威信を示す必要があったことを指摘している。

ただ、秀吉の御成の詳細については、『輝元公上洛日記』¹¹⁾『天正十八年毛利亭御成記』¹²⁾『文禄三年前田亭御成記』¹³⁾『文禄三年卯月八日 加賀之中納言殿江御成之事』¹⁴⁾など、わずかな史料しか遺されていないため、悉皆的に知ることは難しい。しかし、これらの記録からは、派手好みの秀吉らしい大

がかりな御成が行われた反面、室町將軍家の御成に比べて御成時間は短縮・簡略化され、主要な行事は陽のあたる時間に終了したこと、かつて寝殿・会所の二箇所で行われていた行事が一箇所にとめられていること、献儀や能の番組の数が減らされている場合があったことなどが判る。さらに数寄の茶湯が公的行事として行われ、座敷飾りも従来にはない葉茶壺飾りや、古筆手鑑飾りといった装飾形式が現れたことも指摘されている。

佐藤氏の調査によれば、秀吉による徳川家康邸への御成は、千利休を自刃させた直後の天正十九年三月二日の京都邸御成を最初とし、先に紹介した文禄三年六月五日の伏見邸御成、同年九月九日の伏見邸御成、同年十一月二十五日の伏見邸御成、同四年三月二十八日の京都邸御成の他、慶長元年（二五九六）八月二十日の伏見邸御成、同二年七月十三日の伏見邸御成、同三年四月十日の伏見邸御成の都合八回が確認されている。この他に、慶長元年閏七月十一日には、徳川秀忠の伏見邸に御成したことも確認できる。ただし、本書状にある文禄四年三月二十八日の御成以外は、限られた史料に散見されるのみで御成の実態についてはよく分からないのが実状である。

以下、文禄四年三月二十八日以外の御成について、秀忠邸御成を含めて確認出来る史料を列記する。

（一）天正十九年（二五九二）三月二日 京都邸御成

『言經卿記』

二日、戊辰、天晴

（中略）

一、^{（豊臣秀吉）}殿下江戸大納言殿へ御出也云々、^{（徳川家康）}

(二)文祿三年(一五九四)六月五日 伏見邸御成

『武徳編年集成』

○五日 神君伏見ノ御假館へ秀吉喫茶ノ會トシテ來臨終日御饗心美ヲ尽サル是ヨリ秀吉伏見ニ逗留シ城築を監檢セラル

『朝野舊聞哀藁』東照宮御事蹟 第二九六

五日伏見の御館にをいて「*創業記考異にハ聚楽の亭とす今武徳大成記大三川志にしたかふ」⁽¹⁵⁾ 太閤を招請せられ茶會を催し給ふ

原本家忠日記「*四月條」曰 普請候 太閤様 明日五日ニ大納言様御茶湯ニ而御成候 御見舞ニ御屋敷へ出仕候

御年譜曰 五日秀吉來ニ于公第ニ有饗

創業記考異曰 五日公聚楽御館ニ於テ秀吉ヲ饗セラル

家忠日記追加曰 五日大神君ノ御館ニ秀吉ヲ招請シ給ヒ御茶會ヲ促サル終日ノ饗應アリ 家忠出仕ス「*按するに今日の出仕ハ国数輩なるへけれども今所見なし」

武徳大成記曰 六月秀吉伏見城普請巡見アリ 神君茶ノ會ヲ催シ伏見ノ邸ニテ秀吉を饗シタマフ

大三川志曰 五日神祖伏見ノ假館へ秀吉ヲ請シ喫茶ノ會ヲナシ終日饗應シタマフ 秀吉伏見ニ滞留シ城築ヲ監檢ス「*按スルに呉服師由緒書に此年三月廿八日太閤を招請し給ひし事見ゆ 今 原本家忠日記 駒井日記等を考るに其日太閤を饗せられし事所見なし 是必ず六月五日の事を誤り傳へしるるへけれハ左に附載す」

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

呉服師由緒書曰 文祿三年三月廿八日於 伏見御亭秀吉公御招請之時 茶屋四郎次郎 亀屋栄任兩人御菓子奉行被ニ仰付奉勤仕候「*
[附注此時御相伴衆御詰衆御膳方被ニ申付候御定書有之候」

(三)文祿三年(一五九四)九月九日 伏見邸御成

『家忠日記』

九日、甲、同普請候、大納言様へハ太閤様御成候とて今日之出仕やミ候、石左、牧右馬 そひニ被越候、

(四)文祿三年(一五九四)十一月二十五日 伏見邸御成

『言經卿記』

廿五日、己亥、晴陰

(中略)

一、江戸亞相へ ^(豊臣秀吉) 大閤様御茶湯ニ渡御也云々、

(五)慶長元年(一五九六)閏七月十一日 徳川秀忠伏見邸御成

『言經卿記』

十一日、丙午、天晴、陰、

(中略)

一、冷へ香薷散一兩進了、後刻伏見へ發足了、江戸内府へ被行也云々、不及對顔了云々、^(豊臣秀吉) 大閤江戸中納言殿へ渡御也云々、ソレへ内府モ御出也云々、

(六)慶長元年(一五九六)八月二十日 伏見邸御成

『言經卿記』

廿三日、丁亥、天晴、小動了、晚陰、夜雨、

(中略)

一、石河日向守へ罷向對顔了、吸物・酒有之、去廿日ニ 江戸内府亭
へ (豊臣秀吉) 大閣様茶湯ニ渡御也云々、キタウ文字拜領也云々、同中納言
殿へ茶壺キンセイ、拜領云々、又内府壺一可被遣之由御異見也
云々、関東江戸城へ卅日逗留御イトマ被參云々、上下路次卅日、
合六十日也云々」大閣様御機嫌也云々、來廿八日ニ内府御下向
也云々、又明後日廿五日中納言殿へ大閣様茶湯ニ被渡御云々、
(河脱力) 石日向守雜談了、

(七)慶長二年(一五九七)七月十三日 伏見邸御成

『言經卿記』

十二日、辛丑、天晴

(中略)

一、江戸内府ヨリ、月死取ニ遣之處ニ、明日 (豊臣秀吉) 大閣内府宅へ御成ニ付
而、急忙之間、重而可相渡之由有之、奉行岩間兵庫助へ錫代二百
文遣了、少モ不取之由申來了、返了、但下奉行二人二十疋ツ、遣
了、

(八)慶長三年(一五九八)四月十日 伏見邸御成

『言經卿記』

十日、乙丑、陰、

(中略)

一、伏見へ發足、冷・阿茶丸(石川家忠)同道了、先日(豊臣秀吉)日向守へ罷向了、盃酌有之、
吸物也、今日 大閣(豊臣秀吉)さへ江戸内府へ」御成也、昨日ナレトモ今日
也云々、則帰京了、

文祿四年三月二十八日の御成以外で、秀忠邸への御成を含め確認される
八回の事例では、文祿三年六月五日の伏見邸御成と、慶長元年八月二十日
の伏見邸御成が比較的情報量が多いものの、具体的内容が分かるほどでは
なく、他の事例に至っては大半が御成の事実を示すのみである。なお、慶
長元年八月二十日の伏見邸御成を記した『言經卿記』の記録から、同年八
月二十五日に秀忠邸への御成を告げられたことが記されているが、この御
成が実現したのは『言經卿記』に記載は無く、他の史料からも確認が取
れない。

御成記録の多くが『言經卿記』のみに依拠していることからみても、こ
の八回の御成は規式に即した方法で多数の相伴者を擁して実施した大がか
りな御成とは考えられない。文祿三年六月五日・同十一月二十五日・慶長
元年八月二十日の三回は茶事の御成であり、特に文祿三年六月五日の御成
は、「終日ノ饗応」であったとはいえ、伏見城普請場巡検の途次に立ち寄つ
た形であるため、太閤としての威信儀礼ではなく、秀吉個人の嗜好による
立ち寄りと解釈出来る。文祿三年九月九日の御成にしても、伏見邸へ出仕
予定だった松平家忠が、秀吉の御成があったため出仕を取りやめたことか
らみて、予定された御成ではなかったことが判る。

なお、慶長元年八月二十日の御成では、秀吉から家康に「キタウ文字」、
すなわち虚堂智愚の墨蹟が下賜されたことが記されている。現在、徳川美

術館には家康の遺産「駿府御分物」として名物「虚堂智愚墨蹟 与徳惟禪者偈」一幅が所蔵されており、北向道陳―細川幽齋―徳川家康遺品―尾張家初代義直―尾張家三代綱誠遺品―五代將軍綱吉―六代將軍家宣遺品―尾張家四代吉通―尾張徳川家と伝わった経緯が判明している。ただし、細川幽齋から家康に伝えられた経緯が不明確である。

細川幽齋所持については『宗湛日記』¹⁶天正十五年十月十二日条に、長岡玄旨(細川幽齋)の京都邸へ秀吉が訪れた後、神谷宗湛が細川邸を訪れたところ、教寄屋の床にこの墨蹟が掛けられていたことが記されている。この時、宗湛は本紙の寸法・表具裂・文字を詳細に書き記しており、その記載内容が現状の作品形態と一致するため、尾張徳川家に伝えられた一幅は、かつて細川幽齋が所持した一幅であることは明白である。また、『山上宗二記』¹⁷では、「一虚堂 一幅 長岡幽齋 此一軸道陳所持名物也、」とあり、幽齋以前は北向道陳が所持していた由来も判る。これらの史料の次にこの墨蹟が記録に表れるのは、家康の遺産目録『駿府御分物御道具帳』であるため、家康は誰からこの一幅を譲り受けたのか、現時点では判明していない。

家康が所持した虚堂の墨蹟は一幅のみではないため、『言經卿記』に記された「キタウ文字」が本幅にあたるかと断言できないものの、細川幽齋から豊臣秀吉の手に渡り、慶長元年八月二十日の伏見邸御成の際に家康に下賜されたという経緯も、一つの可能性として提示したい。

さて、秀吉が実施した大がかりな御成は、佐藤豊三氏が指摘するように天正十八年九月十八日の毛利邸御成と、文禄三年四月八日の前田邸御成の二例が知られる。前者は小田原平定の祝賀として、後者は太閤となつて初の御成であると同時に朝鮮出兵の戦意高揚を計る目的をもって催された御

成であり、先に指摘したように秀吉独自の趣向を凝らし、室町將軍家の御成次第に即した一大行事として展開された。特に前田邸御成は、『駒井日記』において「式正御成」と記されるなど、室町將軍家の權威・儀礼を踏襲した天下人としての御成であったことが判る。

これまでにみた家康邸・秀忠邸への御成は、いずれも立ち寄り程度の御成である。これら一連の御成は、何らかの政治性を内包している可能性も否定できないが、表面的には気安い訪問の類といつてよからう。ただし、本書状にある文禄四年三月二十八日の京都邸、すなわち聚楽第下に置かれた家康邸への御成は、これまでにみた御成と異なり、毛利邸・前田邸への御成と同様の規模で執り行われた、いわゆる式正の御成であることが記録より判明する。次にこの御成について概観する。

四 文禄四年三月二十八日の御成

文禄四年三月二十八日の京都邸御成は、他の御成と異なり数種の記録によつて、ある程度の規模が判明している。

『言經卿記』

廿八日、辛丑、天晴、晚小雨、次雨、
一、大閤御方 江戸亞相渡御也云々、御能有之、御機嫌ヨキ云々、

『當代記』卷三¹⁸

文禄四年乙未正月

三月廿八日、太閤秀吉公家康公江於聚楽御成、自家康公進上物銀三千枚、小袖百、
此内唐織色あり綿千把、八丈島五百端、褶三百端、太刀^光長、御

腰物光、御脇指光、御馬一疋墨毛敷を置、家康公御息、中納言秀忠進上物銀五百枚、小袖五十、越後布百端、御太刀一腰、御馬一疋毛鹿、家康公御袋進上物小袖十、黄金十枚、同御息三河守より小袖卅、其外十萬貫以上の衆小袖廿、三萬貫二萬貫とをり衆小袖五つ、五千貫二千貫とをり迄小袖、或は三或は二進上也、即還御也、

『武徳編年集成』

○廿八日 秀吉牛車ウシクルマニテ聚楽城下 神君ノ館ニ來臨供奉皆直垂ヲ着ス 神君ヨリ長光ノ太刀 光忠ノ刀 行光ノ脇差 良馬一匹驪毛鞍置 白銀三千枚則三万両ナリ 美服百領唐織色々ナリ 八丈嶋五百端 褶三百反 台徳公ヨリ太刀一腰 馬一匹 白銀五百枚 時服五十領 越後布百端 傳通院殿ヨリ黄金十枚 時服十領 結城少将秀康朝臣ヨリ時服三十領及ヒ 神君ノ 御家人十萬貫以上ノ輩時服二十領 三萬貫二萬貫ノ族時服五領 五千貫ヨリ二千貫迄ハ時服或ハ三領或ハ二領ヲ献ス 饗心ノ美筆紙 二不及ト云々

この他に『朝野舊聞哀藁』に記載された引用史料には、「創業記」「御年譜」「家忠日記追加」「武徳大成記」「落穂集」「貞享書上」などがあり、いずれも前記の史料とほぼ同内容が記載されている。能の上覧、刀剣をはじめとする様々な献上物、家康以外の一族の臨席など、前項で紹介した御成記録には見られない儀礼が行われており、この御成が特別な行事であったことを物語っている。

文禄四年三月二十八日の徳川邸御成については、『朝野舊聞哀藁』で「文禄四年御成記」として紹介された式次第に関する記録も伝えられており、

具体的な内容がある程度判明する。「文禄四年御成記」は、『群書類従』巻四百九に掲載されているが、名古屋蓬左文庫が所蔵する、尾張徳川家の故実礼法を司った尾張藩士朝岡家伝来の小笠原流伝書記録群の中に、「式御成之次第」(以下、「本状」という)と題してほぼ同内容の記録が伝えられている。文言の表記や、記載項目に違いはあるものの大意は同じで、御成儀礼の凡例として後世に継承された記録であったことが判る(史料1)。なお、本状は紙本墨書で、法量は縦一七・九糎・長七七〇・九糎であり、以下のような構成となっている。

- ① 御成時の役割分担
- ② 家康の進物次第(初献〜七献)
- ③ 一門・家中の進物次第
- ④ 相伴衆一覧(公家・大名)
- ⑤ 献の部次第(初献〜七献)
- ⑥ 膳の部次第(本膳〜七之膳・菓子十二種)
- ⑦ 相伴衆膳の次第(本膳〜五之膳・菓子九種)
- ⑧ 諸大夫衆膳の次第(本膳〜三之膳・菓子七種)
- ⑨ 能楽屋膳の次第(本膳〜三之膳・菓子五種)
- ⑩ 松波重隆奥付(文禄四年三月廿八日)
- ⑪ 七五三膳の次第(本膳〜三之膳・菓子九種)
- ⑫ 五五三膳の次第(本膳〜三之膳・菓子九種)
- ⑬ 朝岡安国・朝岡国豊奥付(寛文三癸卯年二月十二日)

文禄四年の御成に関する記録は、この御成を差配した松波右衛門尉重隆

(一五二五～一六〇六)が記した⑩の奥付までで、⑪以降は尾張藩士・朝岡家による七五三・五五三形式で膳の次第を行う場合の規式書である。この部分は、儀礼伝書として相伝する上で、おそらく⑬の奥付が記された寛文三年(一六六三)時点で付加した記録と思われる。そのため、⑪と⑫および⑬部分は『群書類従』には所収されていない。

本状の筆者は、朝岡弥五右衛門尉国豊で、朝岡伊予守安国(寛政重修諸家譜)では「泰国」、一五二九～一六〇〇)の第二子にあたる。安国の家督は、兄の泰勝(一五七三～一六二九)が嗣いで、元禄二年(一六八九)に刃傷沙汰で改易になるまで旗本として存続した。国豊は尾張徳川家初代義直に仕えて分家し、尾張徳川家の故実礼法を司る家として、国豊の血統は江戸時代を通じて命脈を保った。国豊の生歿年は未詳だが、父・兄の生歿年から鑑みて、本状の執筆時点では晩年に近かったと思われる。なお、⑬の奥付で父・安国の名も併記しているが、安国は慶長五年(一六〇〇)に歿しているため、家訓・秘伝書のような形で継承することを意図して父の名を入れたのであろう。宛先の青山弥次兵衛は、礼法を伝授された者と思われる。前半の「文禄四年御成記」部分(①～⑩)を記した松波重隆は、家康に仕

表1 「式御成之次第」にみる文禄四年御成の徳川家役割分担

御膳符方	御台所		役割		生歿年	御成時の年齢	御成時の官位	御成時の領地・役職	備考
	大角与左衛門	道春	担当者(表記名)	担当者諱					
林副	道祐	西道	道春	大角与左衛門	生歿年未詳	不明	不明	豊臣家厨所頭	来歴不明
					生歿年未詳	不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明
					生歿年未詳	不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明
					生歿年未詳	不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明
					生歿年未詳	不明	不明	不明(豊臣家同朋衆か)	来歴不明

えて従五位下但馬守に叙任されたこと、慶長十一年に八十二歳で歿したとしか『寛政重修諸家譜』に記載はなく、文禄四年の御成時は本状に記されたように、御献方奉行の下において御献方の役を務めた以外、当時の役職や徳川家内の立場は不明である。子孫は六百二十石の旗本として重隆以降六代を数えたものの、元禄十六年(一七〇三)に重隆の曾孫にあたる重純(一六八〇～一七〇三)の代で無嗣断絶した。

本状から判ることは、徳川家を挙げての接待だったことである。まず前書きにおいて「都鄙之珍物」を調べ、「何之御成二増培一段馳走」することを堅く家老に申しつけ、台所を統括する大角与左衛門の下で国内各所から料理人を集めて、徳川家の威信を示すことを命じている。そして、御献方奉行以下、それぞれの膳符(膳部)方には有力家臣が割り当てられ(表1)、準備に万全を期している。

御台所、すなわち料理の監修役、もしくは指南役を務めた大角与左衛門は、豊臣家の厨所頭で、御膳符方の監修・指南役である道春・西道・道祐・林副は経歴不明だが、おそらく豊臣家の同朋衆ではないかと思われる。徳川家による饗応ではあるものの、秀吉の好みなどは彼らを通じて遺

料理仕立之膳符方	上京下京衆										
	堺衆										
	大坂衆										
	奈良之衆										
	賀茂衆										
	関東衆										
	嶋田次兵衛	重次(しげつぐ)	1545-1637	51		武蔵国内2,000石					
	浅井雁兵衛	道多(みちあま)	1577-1634	19		不明(嫡子政道は凜米200俵給付)					
	加藤喜助	正次(まさつぐ)	1549-1613	47		武蔵国・上総国内2,000石					
	御献方奉行	森河金右衛門	氏俊(うじとし)	1545-1598	51		武蔵国・上総国内2,000石				
阿部八右衛門		正廣(まさひろ)	1550-1602	46		2,000石					
松波右衛門		重隆(しげたか)	1525-1606	71		不明(子孫は620石知行)					
石河日向守		家成(いえなり)	1534-1609	62		伊豆国梅縄城主(隠棲領)5,000石					
諸大夫衆江御膳符方		大久保十兵衛	長安(ながやす)	1545-1613	51		不明				
		伊奈熊蔵	忠次(ただつぐ)	1550-1610	46		関東郡代兼甲府代官・武蔵国内10,000石				
		彦坂小刑部	元成(もとなり)	生歿年未詳	不明		町奉行				
		酒井宮内太輔	家次(いえつぐ)	1564-1619	32		下総国白井城主30,000石				
		御能之時楽屋ニオイテ膳符方	康通(やすみち)	1554-1607	42		上総国成戸城主20,000石				
		烏帽子着之衆江膳符方	平岩主計頭	親吉(ちかよし)	1542-1611	54		上野国厩橋城主33,000石			
	本多豊後守		康重(やすしげ)	1554-1611	42		上野国白井城主20,000石				
	鳥居彦右衛門		元忠(もとただ)	1539-1600	57		下総国矢作城主40,000石				
	牧野右馬允		康成(やすなり)	1555-1609	41		上野国大胡城主20,000石				
	料理仕立之膳符方		小笠原信濃守	秀政(ひでまさ)	1569-1615	27		下総国古河城主30,000石			
本多中務丞			忠勝(ただかつ)	1548-1610	48		上総国大多喜城主100,000石				
井侍従			直政(なおまさ)	1561-1602	35		上野国箕輪城主120,000石				
榊原式部太輔			康政(やすまさ)	1548-1606	48		上野国館林城主100,000石				
御菓子奉行			四郎次郎	清延(きよのぶ)	1542-1596	54					
			永仁		生年未詳-1616	不明					

表2 「式御成之次第」にみる文禄四年御成の相伴衆

相伴者(表記名)	相伴者(通称)	生歿年	御成時の年齢	御成時の官位	御成時の領地・石高	備考
聖護院	道勝	1576-1620	20	従一位		誠仁親王第五王子・後の興意法親王。
菊亭右大臣	今出川晴季	1539-1617	57	従一位		正しくは「右大臣」・8月25日越後流罪(秀次事件)。
武蔵大納言	徳川家康	1542-1616	54	従二位	武蔵国江戸城主2、402、000石	石高は「徳川諸家系譜」に基づく。
久我大納言	久我敦通	1565-1624	31	正二位		
勸修寺大納言	勸修寺晴豊	1544-1602	52	正二位		
中山大納言	中山親綱	1544-1598	52	正二位		
烏丸大納言	烏丸光宣	1549-1611	47	正二位		
日野大納言	日野輝資	1555-1623	41	正二位		
廣橋中納言	廣橋兼勝	1558-1622	38	従二位		
藤宰相	高倉永孝	1560-1607	36	従三位		
飛鳥井中将	飛鳥井雅庸	1569-1615	27	正四位下		
羽柴備前中納言	宇喜多秀家	1572-1655	24	従三位	備前国岡山城主	「公卿補任」では文禄3年7月29日に権中納言辞退。
同岐阜中納言	織田秀信	1580-1605	16	従三位	美濃国岐阜城主130、000石	「公卿補任」では文禄5年、従三位中納言任官。
同大和中納言	豊臣秀保	1579-1595	17	従三位	大和国郡山城主	「公卿補任」では天正20年6月28日に権中納言辞退。
同筑前中納言	小早川秀俊	1582-1602	14	従三位	筑前国名島城主336、140石	後の「秀秋」・「公卿補任」では天正20年9月20日に権中納言辞退。
同安藝中納言	毛利輝元	1553-1625	43	従三位	安芸国広島城主1、120、000石	「公卿補任」では参議、慶長2年3月10日に従三位権中納言任官。
同加賀中納言	前田利家	1538?-1599	58	従三位	加賀国金沢城主	「寛政譜」では文禄4年正月に従三位中納言任官。
同越後中納言	上杉景勝	1555-1623	41	従三位	越後国春日山城主	「公卿補任」では文禄3年5月20日に権中納言辞退。
同安藝宰相	毛利秀元	1579-1650	17	不明	毛利輝元嫡子	慶長3年正月10日、陸奥国会津若松城主一、二〇〇、〇〇〇石。
同三原宰相	小早川隆景	1533-1597	63	不明	安芸国三原城主	「寛政譜」では正四位上侍従、文禄4年7月27日に正三位参議。
同丹後少将	細川忠興	1563-1645	33	従四位下	丹後国宮津城主120、000石	「寛政譜」では従四位下侍従、文禄4年8月6日に従三位中納言。
同結城少将	結城秀康	1574-1607	22	従四位下	下総国結城城主101、000石	
同越中少将	前田利勝(利長)	1562-1614	35	従四位下	越中国富山城主	徳川家康次男。
同吉田侍従	池田輝政	1564-1613	32	従四位下	三河国吉田城主152、000石	前田利家嫡男。「寛政譜」では文禄4年に中将。
同若桜侍従	木下勝俊	1569-1649	27	従四位下	若狭国後瀬山城主62、000石	
同郡上侍従	稲葉貞通	1546-1603	50	従四位下	美濃国郡上八幡城主	
同松任侍従	丹羽長重	1571-1637	25	従四位下	加賀国松任城主43、000石	「寛政譜」では従五位下、「寛永傳」では従四位下。

同伊賀侍従	筒井定次	15621615	34	従四位下	伊賀国上野城主200,000石	
同能登侍従	前田利政	15781633	18	従四位下	能登国七尾城主	前田利家次男。
同最上侍従	最上義光	15461614	50	従四位下	出羽国山形城主	
同八幡山侍従	京極高次	15631609	33	従四位下	近江国八幡山城主28,000石	
同大崎侍従	伊達政宗	15671636	29	従五位下	陸奥国岩出山城主585,000石	『寛政譜』では慶長2年冬に従四位下少将。
同左近侍従	立花宗茂	15691642	27	従四位下	筑後国柳川城主132,200石	
同東郷侍従	長谷川秀一か	未詳1594?	不明	従四位下	越前国東郷城主	通説では文禄3年2月頃歿。但し文禄5年まで長谷川家一門の判物が確認される。
同北庄侍従	堀秀治	15761606	20	従五位下	越前国北庄城主180,800石	『寛政譜』では慶長3年正月に従五位下侍従。
同大溝侍従	不明					添書の「サン法師殿」を信じれば、当時、越前国大野城主の織田秀雄(1583-1610)が該当する。秀雄ならば「大野」の誤記か。ただし、秀雄の侍従任官は確認出来ない。
同宇津宮侍従	宇都宮国綱	15681607	28	不明	下野国宇都宮城主	『寛政譜』は『寛政重修諸家譜』、『寛永傳』は『寛永諸家系図傳』の略。両書で確認できる石高のみを記載。

漏なく伝えられたのであろう。料理人は、上京下京衆・堺衆・大坂衆・奈良之衆・賀茂衆・関東衆を動員しており、屈指の規模の饗宴であった。

なお、厨所頭の大角はこの後、大坂城落城の前日である慶長二十年(二六一五)五月七日に豊臣家を裏切り、大坂城の厨所に放火して城を灰燼に帰させたことが「駿河土産」所収の逸話として『東照宮御実紀附録』巻十六に記されている。大角は、この行為によって徳川家に取りたててもらおうと計ったが、ほどなく病死した。家康は、大角の裏切りを「思しらず」として憎み、もし生きていたら「刑戮」に処したと述べている。

徳川方の御献方奉行は、嶋田重次・浅井道多・加藤正次・森川氏俊・阿部正広の二千石高の旗本五人が務めた。膳符方は、「御湯漬之御膳符方」「諸大夫衆江御膳符方」「御能之時楽屋ニオイテ膳符方」「烏帽子着之衆江膳符方」「料理仕立之膳符方」「御菓子奉行」の七役に分かれ、それぞれ万石級の重臣が差配を行っている。特に「料理仕立之膳符方」を務めたのが

本多忠勝・井直政・榊原康政の筆頭三重臣であり、この役務が最も重要だったことを物語る。御菓子には、茶屋家初代の四郎次郎清延と亀屋栄任の豪商が受け持った。

儀式は、当時の通例に従い酒盃を取り交わす「献」の部から始まったはずで、一献ごとに家康から秀吉に進物が献上された。初献では長光の太刀・黒毛鞍置の馬、二献で小袖百領、三献で光忠の刀・助光の脇差、四献で八丈嶋五百反、五献で銀子三千枚、六献で綿千把、七献で巻物三百巻の献上が行われた。続いて、家康嫡男の徳川秀忠より太刀・月毛馬・小袖五十領・銀子五百枚、家康二男の結城秀康より太刀目録・小袖三十領・井伊直政より太刀目録・小袖五領、家康四男の福松(後の松平忠吉)より太刀折紙・小袖二十領が納められた。なお、初献が始まったと同時に能も始められ、式三番から協能が終わる頃に御酌が祇候して、協能後に献参し、狂言の間に幾度も献参したことも記されている。

ここで注目すべきは、家臣である井伊直政が、家康・秀忠・秀康に続いて家康四男の福松より先に献納を行っていることである。御成における献納は、その家の一門衆から成されるのが通例であり、従五位下侍従に任じられているとはいえ、家臣身分の井伊がこの列に加わることは本来ではありえない。膳符方を務めた家臣の中でも叙任している家臣は他に七人おり、いずれも従五位下であるため、官位の上で井伊が突出しているわけでもなく、この一例で言うならば、この時点で井伊は一門級の扱いを受けていたことになる。ただ、このいきさつに関しては関連する史料が見当たらないため、ここでは指摘のみに留める。

一門衆の献納に続いて、上級家臣からは太刀折紙と小袖五領、それ以外の家臣からは太刀目録・小袖一領が献納され、一通り済んで後に「膳」の部の座敷配置となつて秀吉以下、相伴した公家・有力大名に対して膳部が出された。膳は一度に並べられるが、秀吉に対しては七膳・菓子十二種、記載された三十七人の相伴衆に対しては五膳・菓子九種、本状には未記載の諸大夫衆に対しては三膳・菓子七種と差が設けられていた。その他、御能の時の楽屋に三膳・菓子五種が用意されている。

相伴衆に出された膳の形式は、三方と足打折敷の区別が付けられている。「同(羽柴三原宰相)小早川隆景」までが三方で、「同(羽柴丹後少将)細川忠興」以降が足打折敷となっており、官位の差による区別と思われる。細川忠興以下は従四位下・従五位下であるのに対し、小早川隆景と「同(羽柴安藝宰相)毛利秀元」が官位不明であるものの、それより前の相伴衆は従三位であることから、従三位以上の公卿か、それ以下の者かで膳部形式に差を設けたと思われる。小早川隆景は『寛政重修諸家譜』では従四位下侍従で、この年の八月六日に従三位中納言に任官されるとし、毛利秀元

も同記録では正四位上侍従で、この年の七月二十七日に正三位参議になつたとするが、本状にある相伴衆一覧の記載内容が正しいとするならば、両者とも御成当時は従三位以上の官位であつた可能性がある。

相伴には徳川家康も加わつたようで、公家衆の一員として「武蔵大納言」の名が記されている。当時、家康は従二位で、他の大納言任官者の正二位より下位ではあつたが、聖護院道勝・右大臣の今出川(菊亭)晴季に次ぐ、大納言筆頭に位置している。なお相伴衆に結城秀康の名はあるものの、中納言であつた秀忠の名は記されていない。

なお、列記された大名について、おおむね官職に齟齬はないが、『公卿補任』ではまだ中納言に任官していない織田信秀を「同(羽柴)岐阜中納言」とするなど、『公卿補任』や『寛政重修諸家譜』で記された官位・官職任官日と異なる表記の人物もいる。ただ、両書とも江戸初期以前の記述に関しては事実誤認の記載があるため、記述全てが正しいわけではなく、本状が同時代史料を忠実に筆写したのか、後世の編纂になる史料なのかを見極めるのは難しい。中でも「同(羽柴)東郷侍従」と称された長谷川秀一は、歿年未詳だが通説では前年の文禄三年二月頃に歿したとされており、「同(羽柴)大溝侍従」とする人物も特定出来ない(表2)。

長谷川秀一については、文禄五年正月まで越前国大野郡畔川村に対して長谷川一門から発給された判物が存在しているため、あるいは文禄五年頃まで生存していた可能性もある。⁽²⁾「大溝侍従」の文字脇にある「サン法師殿」の添書きを信じるならば、織田信雄の嫡男・織田秀雄が、幼名・三法師であり、この当時、越前国大野城主だったため、あるいは「大野侍従」の書き間違いの可能性もあるものの確証は無い。

中でも本状には「同(羽柴)大和中納言」の名が記されていることが、今

回紹介した家康書状との関連で注目すべき点である。前述したように、文禄四年三月二十八日時点で、豊臣秀保は病を患って湯治に出かけており、少なくとも徳川邸への御成には参加していなかった。そのため、家康から見舞いを兼ねて、御成時の秀吉の機嫌を報告しているわけであり、「無音」としていることから、暫く対面も無かったことは明らかであろう。すなわち、相伴衆の中に秀保の名はあっても実際には列席していなかったことになる。このことから、本状は実際の経過を記した記録ではなく、御成準備段階で作製された計画仕様書の可能性が出てくる。

仮に本状を御成にあたっての計画仕様書であったとするならば、実施においては多少の異同はあり、相伴衆として列記された人物が必ずしも当日に同席していたとは限らない。むしろ、本状の眼目は、参加形態の実態を記すことではなく、記述内容からみても料理献立の伝承に重きをおいた内容と見なせよう。本状が後世の規範書として伝来している性格からみて、少なくとも料理に関しては概ねはこの内容で実施されたとみてもよからう

と考える。また、本多忠勝・井伊直政・榊原康政が請け負った「料仕立之膳符方」は「五百膳計」と記されており、天下人秀吉を迎える徳川家の威信をかけた饗応であったと言えるであろう。

なお、献の部と膳の部で供された料理については、平成十六年(二〇〇四)三月から五月にかけて行われた三河武士のやかた家康館特別展『目で味わう——家康・もてなしの膳』図録で、学校法人茶屋四郎次郎記念学園理事長・中島範氏および同学園名古屋医療福祉専門学校教授・堅山翠氏、同教授・和田恵美子氏による再現料理模型が紹介され、堅山翠氏による詳細な料理解説が成されている。²³⁾ 筆者は当該分野における識見を持ち合わせていないため、詳細は同書をご参照していただきたい。なお、表3「式御成之次第」にみる「献の部」料理と、表4「式御成之次第」にみる「膳の部」料理は同展図録に掲載された堅山翠氏の解説に依拠して、転載・加筆・抄略を行った。

表3 「式御成之次第」にみる「献の部」料理

膳		料理(表記名)	料理(現代名)	料理解説
御初献	小串	小串(くぐし)	干しアワビの小串。	
	そき物	刎物(そきもの)	干したサケのそき物。	
	亀のかう	亀甲(きっこう)	カメの甲羅にめでたい五色の乾物(青・スルメ・黄・カツオ・黄・ニシ・白・アワビ・黒・イリコ)を盛る。	
	御雑煮	雑煮(ぞうじ)	下に大根、焼き豆腐を敷き、角餅を二つ重ね、その上に串アワビ・ノシ・ワラビ・コンブ・かちぐり・クシコを7色を盛る。	
御二献	蛸	蛸(たこ)	腐敗しやすいイボや皮はむいて使用。	
	唐墨	鱧子(からすみ)	ボラやサワラの卵巣に塩をふり、板の間に挟み、徐々に水分を抜いて干す。土佐国の特産物。	
	栄螺	栄螺(さざえ)	冬から春にかけて最も美味な貝。	
	鯛	鯛(たい)	タイの煮物。当時はヒレを立てるのが礼儀。	

御七献	鯛	鯛(ふな)	フナの汁。琵琶湖産。
	御一ツ物	御一ツ物(おひとつもの)	カザミ(ワタリガニ)を使用。肉は甘みがあり、茹でて盛りつけられた。
御六献	饅頭	饅頭(まんじゅう)	小豆餡の入った饅頭。
	鶏冠苔	鶏冠苔(とさかのり)	鮮やかな色彩の紅藻類の海藻。
	藕	蓮根(れんこん)	煮たレンコン。当時は菓子的一种。
	椎茸	椎茸(しいたけ)	煮たシイタケ。当時は菓子の一種。
	鯉	鯉(こい)	コイの味噌煮。薄めの汁でじっくり煮込む。
御五献	焼鳥	焼鳥(やきとり)	キジをおろして酒をかけながらあぶるのが一般的調理法。
	鱧	鱧(はも)	産地は紀伊国。木の芽焼きが代表的料理。
	巻小蛸魚	巻小蛸魚(まきこだご)	茹でた小ダコ。
御興献	蒸麴 胡椒昏	蒸麴(むしむぎ)	ソウメンを少し堅めに茹でて水で洗ってから、また熱湯に浸し、湯を切つて器に盛り、暖かい内にたれ味噌の汁に浸して食する。薬味としてコショウを使用。
	堅海藻	堅海藻(かたのり)	現在の海藻の何に相当するか不明。「ツノマタ」や「フノリ」ではないかと推定されている。
	刻物	割物(さきもの)	塩の供給が充分でなかった当時、割物は塩をつけずに干した。
	摺物	摺物(すりもの)	「摺」とは、新鮮な魚や鳥の肉に塩を振り、酒をかけた調理法。
御三献	鶴	鶴(つる)	ツルの煮物。皮や脂を除いた肉を塩漬にし、薄く切る。
	桶	桶(おけ)	コノワタやウルカを盛りつける時には桶を使用する。桶は薄い檜の板を丸く形どつた「わげ物」で彩色を施す。
	干鰯	干鰯(ひだら)	干したタラを小さく割いて火にあぶり、たいて細かくする。
	鮮	鮮(すし)	アユ鮮。生成れの鮮。着け込みに使用したご飯も一緒に食す。

表4 「式御成之次第」にみる「膳の部」料理

膳	料理(表記名)	料理(現代名)	料理解説
	しほ引	塩引(しおびき)	塩に漬けた魚を15〜20日間干した後、塩を落とし乾燥させる。サケ・マスが使用される。
	焼物	焼物(やきもの)	カツオの塩焼き。
	桶	桶(おけ)	コノワタの桶。このわたはナマコの内臓を塩漬にした食材。当時は尾張国和田産・三河国佐久島産が著名。
御本膳	あへませ	和交(あえませ)	削ったイカとカツオを交ぜて酒に浸す。スルメや干しカツオなども削り、湯をかけて戻して揉み洗いをし、煎酒である。
	御ゆつけ	湯漬(ゆづけ)	ご飯を湯で洗って椀に盛る。作法は中を少しあけて湯を七八分注ぎ、ご飯を食べながら塩をなめたり、香の物を食す。
	かうの物	香物(かうのもの)	当時は味噌漬けのことをいう。
	かまほこ	蒲鉾(かまぼこ)	タイのすり身にだし汁を加えて良く攪り、薄板に付けて焼く。
	御むく	フクメダイ	「群書類従」本では「帛綿鯛(ふくめだい)」と記される。干したタイを洗い、身を焙つて槌でたたくと毛のように細くなる。現在のタイそぼろに相当する。

二之御膳	別物 山柙はむ 鯛之汁 にし	別物(そぎもの) 山椒鱧(さんしょうはも) 鯛汁(たいじる) 辛螺(にし)	干したアワビにタイ、サケなどを削って盛りつける。 ハモの骨切りをして、6cmくらいの長さに切って茹でる。山椒味噌を塗って食す。 ひれを立て、すまし仕立てにする。 「にしつほいり」という料理。辛いニシをさらに辛くした当時の激辛食材。 魚を酒に浸し、塩を入れ、酢を少し加える。 スルメを巻いて紐で固く結び、数日間おいてさつと茹でて薄く切る。 イリコ串アワビ・麩・シイタケ・大豆・アマノリなどを入れた実の多い汁で、すまし仕立てにする。当時のすまし汁は「すめみそ」といい、味噌汁の上澄みだけをとって作る最高の汁であった。 腐敗しやすいイボや皮はむいて使用。 コヌカを振りかけて洗い、その後、酒で揉み洗いする。芥子の実とシヨウガ・カツオと一緒に摺り、酢を加えた汁で和える。 白鳥の汁。
三之御膳	くゝゝの汁 かいあわび からすみ はい 鯉汁 いか えい	鶴汁(くぐいじる) 貝鮑(かいあわび) 鰻子(からすみ) 鮠(はや) 鯉汁(こいじる) 烏賊(いか) えい	生のアワビを貝に盛りつける。縁起物・不老長寿の食べ物として珍重された。 ボラやサワラの卵巣に塩をふり、板の間に挟み、徐々に水分を抜いて干す。土佐国の特産物。 ハヤ(ハエ)のふくめ煮。ハヤ(ハエ)は日本各地の河川中下流域に生息する魚で、冬が旬。 赤味噌で胡椒仕立てにする。出世魚として縁起が良いとされた。 食べやすいように表面に切り込みを入れて茹でる。当時は、茹でてから火で焙り、たまりをかけるのが一般的な調理法。 能登・若狭・備前が産地で、スルメイカが多かった。 「群書類従」本では「鱈(たら)」と記される。
与之御膳	羽盛 おちん こち 御さしみ うけいり かさめ	羽盛(はもり) 御沈(おちん) 鯛(こち) 刺身(さしみ) 浮煎(うけいり) 蛸蛸(がさめ)	鴨(シギ)を焼いて食器の小角に盛り、頭と羽と足を飛ぶ形のように置く。 魚の卵のことで、主にイクラを使用。 4〜7月にかけて沿岸に近づいた時が美味となる。吸い口にはニンニクを使用。 「群書類従」本では「羹餅(かんもち)」と記される。 タイのすり身を小梅ほどに丸めて茹で、たれ味噌を加えて煮る。 ワタリガニ。カニの甲羅に茹でた身を盛る。 骨付きで焼き、骨ごと食す。5月に産卵期に入るため、3月に旬の食材として食した。 カジカと竹の子や白瓜などを入れて作った汁。カジカの代わりにハヤ(ハエ)・ゴリなどを用いる場合もある。 春の旬。貝殻を付けたまま盛る。
五之御膳	えちがわいり はまくり さゝゝ	越河煎(えちがわいり) 蛤(はまくり) 栄螺(さざえ)	「群書類従」本では「蠣(かき)」と記される。
六之御膳(扇之臺 貝盛尽)	かいあわび くちらの汁 はたてかい あをか	貝鮑(かいあわび) 鯨汁(くじらじる) 帆立貝(はたてがい) 青貝(あおがい)	生のアワビを貝に盛りつける。縁起物・不老長寿の食べ物として珍重された。 クジラの身の部分を使用した味噌汁。肉は塩漬けにして保存され、コイより上級の「魚」として珍重された。

七之御膳 (雲の臺よせ盛)	うつら はなはす あまのり たち花焼 まはやき 舟盛 むすひ花 鱸汁 やうかん うすかハ 山のいも ひめくるミ しゐたけ くハすいり むすひのし 花おこし つりかき きんかん みかん 松こふ	鶉(うずら) 花蓮(はなはす) 尼海苔(あまのり) 橘焼(たちばなやき) 間羽焼(まはやき) 舟盛(ふなもり) 結花(ゆか) 鱸汁(すずきじる) 羊羹(ようかん) 薄皮(うすかわ) 薯蕷(やまのいも) 姫胡桃(ひめぐるみ) 椎茸(しいたけ) 葛煎(くずいり) 結鬘斗(むすびのし) 花おこし 吊柿(つりがき) 金柑(きんかん) 蜜柑(みかん) 松昆布(まつこんぶ)	ウスラ餅。 花形に切ったハス。 天然に採取された岩ノリ。 魚の身を摺りくずして団子にし、ピワぐらいの大きさに丸めてクチナシで黄味をつけ、たれ味噌で煮てタチバナの枝にさす。 『群書類従』本では「間羽盛(まはもり)」と記される。 膳を美しく豪華に飾るために、色鮮やかな花や鳥も飾られた。 スズキはタイ・コイと共に「五魚」の一つとされる最高級魚で、汁物が最も美味とされた。 薄皮饅頭のことか。 大和芋・山芋・つくね芋などを饅頭の皮に用いた蒸し菓子。 煮たシイタケ。当時は菓子的一种。 煮たコンプを結んで鬘斗状とする。 葛菓子のことか。 煮た柿・干し柿のこと。美濃国が有名な産地。 つるし柿・干し柿のこと。美濃国が有名な産地。 細切りコンプを出汁で炊きあげる。
------------------	--	---	--

表3・表4とも、岡崎市・文化国際課編『目で味わう家康・もてなしの膳(三河武士のやかた家康館特別展 平成16年3月31日発行)に掲載された『文禄四年御成記』饗応料理」における表の形式を踏襲し、解説は名古屋医療福祉専門学校教授・堅山翠氏の再現料理解説を転載・加筆・抄略した。

五 史料の評価

豊臣秀吉の御成については、断片的な記録しか残されておらず、先述したように佐藤豊三氏による分析が、唯一の体系的分析事例である。徳川家康邸への御成については、これまで『群書類従』所収の「文禄四年御成記」

しか、具体的な内容は分かっておらず、同記録内容が御成の実態をある程度伝えられると考えられてきた。他に比較する史料が無いため、家康邸への御成の実態を推測するには、この内容に依拠する現状には変わりなく、徳川家の威信をかけた饗応であったとする評価は揺るがないものの、相伴者の官職・官位を検討した結果、「文禄四年御成記」と今回紹介した「式御成之次第」が必ずしも同時代史料を正確に筆写したわけではない可能性

が出てきた。

また、今回発見された「徳川家康書状 豊臣秀保宛」の内容によって、「文禄四年御成記」に相伴衆として記載されている「大和中納言」こと豊臣秀保が、実際には参加していなかったことが明らかとなった。そのため、本書状の内容からは、御成の実態までは判らないものの、これまで御成の実態を記したと考えられてきた「文禄四年御成記」は、御成準備にあたっての計画書である可能性も指摘できる。本書状は、豊臣秀吉の徳川邸御成について記載された唯一の同時代史料でもあり、本書状の発見によって、わずかながらでも、徳川邸御成の実態を知る一助となった点で評価すべき史料といえよう。

註

- (1) 中村孝也著『徳川家康文書の研究』 日本学術振興会 「上巻」昭和三十三年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月二十八日発行(新訂初版)、「中巻」昭和三十四年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月二十八日発行(新訂初版)、「下巻之一」昭和三十五年三月二十五日発行(初版)・昭和五十五年三月三十一日発行(新訂初版)・平成六年十月三十一日発行(新訂初版第二刷)、「下巻之二」昭和三十五年三月二十五日発行(初版)・昭和五十七年三月三十一日発行(新訂初版)。
- (2) 徳川義宣著『新修徳川家康文書の研究』 徳川黎明会編・吉川弘文館 昭和五十八年六月二十日発行。
- 徳川義宣著『新修徳川家康文書の研究』第二輯 徳川黎明会編・吉川弘文館 平成十八年十一月一日発行。
- (3) 黒坂勝美・國史大系編集會編『公卿補任 第三篇』 吉川弘文館 昭和四十六年九月十日発行。
- (4) 東京大學史料編纂所編『大日本古記録 言經卿記 六』 岩波書店 昭和四十四年四月五日発行。

- (5) 竹内理三編『増補續史料大成』第十九卷(家忠日記) 臨川書店 昭和五十六年五月二十五日発行。
- (6) 三鬼清一郎「羽柴秀保」(國史大辞典編集委員會編『國史大辞典』第十一卷 吉川弘文館 平成二年九月三十日発行)。
- (7) 名古屋市蓬左文庫所蔵本。
- (8) 駒井重勝著・藤田恒春編校訂『増補 駒井日記』 文献出版 平成四年十月十六日発行。
- (9) 辻善之助編『多聞院日記 第五卷』 角川書店 昭和四十二年十一月二十三日発行。
- (10) 佐藤豊三「將軍家「御成」について(五)―織田信長と豊臣秀吉の御成―」『金鯢叢書 第六輯―史学美術史論文集―』 徳川黎明会 昭和五十四年五月三十日発行)。
- (11) 平佐就言著・村田峯次郎編『長周叢書 卷二十 輝元公上洛日記』 稲垣常三郎 明治二十五年六月発行。本史料の概説書として、二木謙一著「秀吉の接待―毛利輝元上洛日記を読み解く」学研新書 二〇〇八年二月六日発行。
- (12) 塙保己一編・太田藤四郎補『續群書類従・二十三輯下 武家部』 卷第六百六十三 續群書類従完成會 大正十三年十月二十五日発行・昭和三十四年五月十五日訂正三版発行。
- (13) 註(12)前掲書参照。
- (14) 塙保己一編『群書類従・第二十二輯 武家部』 卷第四百九 續群書類従完成會 昭和三年十一月十五日発行・昭和三十四年八月二十日訂正三版発行。
- (15) 『朝野舊聞哀藁』における「*」は、割註を示す。
- (16) 『宗湛日記』 千宗室編『茶道古典全集』 第六卷 淡交社 昭和三十三年十二月二十日発行・昭和四十六年十二月二十日三版発行。
- 一墨跡ハ、昏ノ内、立一尺二三寸、ヨコ二尺一二寸、上下コヒ茶、中白地ノ金ランフン紋也、一文字風躰キンシヤ古、ミルイロ共、モエキ共露白シ、ハチ軸クワリン、表具アタラシクミユル、先六字ツ、五クタリ、四字一クタリ、其ヨリ一字サケテ、四クタリ有、奥ニハ角印一アリ、一寸方ホト、已上十クタリ、字數合四十九有、

岩桂初飄好問 初クタリメ、

〔史料1〕

●●●●●●●●

コノ字數ノ
内ニ、コノ心ノ
テノ字有リ、

●●●●●●●●

ハ

●●●●●●●●

寶祐甲寅秋 ヤクタリメ也、
虚堂叟知禹書^(愚) 九クタリメ也、

内ノ字凡

コノ心ニアリ、

現状の本幅は、本紙縦一尺二分(三〇・九糎)・本紙横二尺七分(六二・八糎)・

表具縦四尺一寸一分(二四・七糎)・表具横二尺四寸六分(七四・六糎)、上下は

茶地桂・中廻は茶地小牡丹折枝文金紗・一文字及び風帯は花色地一重蔓唐草文金紗である。

(17) 註(16)前掲書参照。

(18) 『當代記 駿府記』続群書類従完成会 平成七年十月十日発行。

(19) 註(14)前掲書参照。

(20) 黒坂勝美・國史大系編集會編『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日発行。

(21) 『群書類従』では、井伊直政の小袖献上は二十領とする。

(22) 『福井県史 通史編3 近世1』一九九四(平成六)年発行。

(23) 岡崎市・文化国際課編『目で味わう―家康・もてなしの膳―三河武士のやかた家康館特別展図録 平成十六年三月十三日発行。

〔付記〕 本稿執筆にあたり、本状の基本情報について江戸東京博物館の熊谷紀子氏

に多大な御教示を得た。記して謝する次第である。

(美術館 學藝員)

式御成之次第

夫御成之儀被相定候付而

為其御用意都鄙之珍物

被相調畢今度者何之御成ニ

増培一段馳走可仕之由堅ク

家老江被申付即時ニ令調

進也然者御臺所大角与左衛門

方被申付候而道春 西道 道祐

林副此衆御膳符方之儀干要ニ

付而料理之人數申談候

上京下京衆 堺衆 大坂衆

奈良之衆 賀茂衆 関東衆也

一御献方奉行之事 嶋田次兵衛

浅井雁兵衛 加藤喜助 森河

金右衛門 阿部八右衛門 御献

方之役松波右衛門

一御湯漬之御膳符方石河

日向守請取ニテ被申付候也

一諸太夫衆江膳符方之事

大久保十兵衛 伊奈熊藏 彦坂

小刑部三奉行膳符之儀枕

流也

一 御能之時 楽屋ニライテ膳符

方之事 酒井宮内大輔 石河

左右衛門太夫平岩主計頭被

申付候也

一 烏帽子着之衆江膳符方

請取之事 本多豊後守 鳥井

彦右衛門 牧野右馬允 小笠原

信濃守也

一 料理仕立之膳符方 五百

膳計 本多中務丞井侍從

榊原式部太輔被申付候也

一 御菓子奉行四郎次郎永仁也

一 亜相御禮御進物之次第

○初献 御太刀 長光 一腰

御馬 黒毛御鞍置 一疋

○二献 御小袖 唐織縫薄 百

○三献 御腰物 光忠

御脇指 助光 五百端

○与献 八条嶋 三千枚

○五献 銀子 千把

○六献 綿 三百

○七献 卷物 以上

黄門ヨリ

一 御太刀一腰 御馬 月毛 一匹

一 御小袖 五十

一 銀子 五百枚

以上

結城少将殿

一 御太刀 御折帑

一 御小袖 三十

以上

井侍從殿

一 御太刀 御折帑

一 御小袖 五縫薄

以上

福松殿

一 御太刀 御折紙

一 御小袖 二十

以上

一家中諸太夫国衆奉行衆何モ

御縁通之御禮也

進上物者御太刀御折帑御小袖也

上之通者御小袖五宛 下之通ハ
一重充進上候 各持参之御礼
也 此御禮濟候而御座配有之也

一 御相伴之事

聖護院殿 菊亭右大臣（マ）殿
武藏大納言殿 久我大納言殿
勸修寺大納言殿 中山大納言殿
烏丸大納言殿 日野大納言殿
廣橋中納言殿 藤宰相殿
飛鳥井中将殿
以上

一 御相伴之事

羽柴備前中納言殿 三方
三郎殿
同岐阜 中納言殿 三方
同大和 中納言殿 三方
金吾殿
同筑前 中納言殿 三方
同安藝 中納言殿 三方
筑前殿
同加賀 中納言殿 三方
同越後 中納言殿 三方
同安藝 宰相殿 三方
小早河殿
同三原 宰相殿 三方
同丹後 少将殿 足打
同結城 少将殿 足打

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

孫四郎殿 同越中 少将殿 足打
池田殿 同吉田 侍従殿 足打
杉原大藏殿 金吾殿 同若狭 侍従殿 足打
弟 同郡上 侍従殿 足打
五郎左衛門殿息

同松任 侍従殿 足打
同伊賀 侍従殿 足打
孫四郎殿弟 同能登 侍従殿 足打

同最上 侍従殿 足打
京極殿 同八幡山 侍従殿 足打
伊達殿 同大崎 侍従殿 足打

法印御息 同左近 侍従殿 足打
同東郷 侍従殿 足打
久太郎殿 同北庄 侍従殿 足打

同大溝 侍従殿 足打
同宇津宮侍従殿 足打
以上

一 初献御盞参候 御雑煮参候而

御銚子参候と御能はしめ申候と同
時也 式三番より脇能過候間
御杓祇候也 脇能過候而献参
納申候也 幾度も狂言之間ニ
参候也

○ 御初献

小串スシ

亀のかう
御雑煮塩
御箸之臺

そき物

○御二献

蛸タコ

栄螺

鯛

御箸之臺

唐墨

御一ツ物

鮒

御箸之臺

○御七献

○御三献

鮓スシ

桶ヲケ

鶴

御箸之臺

干鰯カラ

○御本膳

しほ引 焼物 桶

あへませ 御ゆつけ御箸之
かうの物 かまほこ 御むく臺

○御與献

摺物スリ

堅海藻カタノリ

蒸麴むキ

胡椒昏

御箸之臺

○二之御膳

別物ズキ

山枳はむ

鯛之汁

刻物キキミ

さかひて

卷するめ

集汁

○御五献

卷小蛸魚マキスルメ

焼鳥

鯛

御箸之臺

○三之御膳

たこ くらげ くゝゐの汁

かいあわひ

からすミ はい 鯉汁

鱧ハム

○与之御膳

いか ゑい

羽盛

おちん こち

○五之御膳

御さしみ うけいり

かさめ

ひはり ちち河いり

○六之御膳 扇之臺貝尺盛

はまくり さゝゐ

かいあわひ うちの汁

ほたてかい あをかい

○七之御膳 雲之臺よせ盛

うつら はなはず

あまのり たち花焼

鱸汁

まはやき 舟盛

むすひ花

○御菓子十二種

やうかん うすかハ 山のいも

ひめくるミ しゐたけ くハすいり

むすひのし 花おこし つりかき

きんかん みかん 松こふ

以上

御相伴

○本之御膳

塩引 焼物 桶

アハマセ 壺交 御湯漬 塩 御箸之

香物 蒲穂子 帛綿鯛

○二之御膳

蛸 山柝鱧 鮒

辛螺

酒浸 御沈 集汁

○三之御膳

生鳥賊 海月 鵠

貝蛸

唐墨 バイ 鯉

○与之御膳

卷鯛 鱒

羽盛

別物 ソキ
鯛 コノ

○五之御膳
小鱧 コンキリ
浮煎 ウケイリ

甲盛
指躬 サシミ
越河煎 エチカライリ

○御菓子九種
羊羹 ヤウカン
薄皮 ウスカハ
薯蕷 ヤマイモ

姫胡桃 クワナ
椎茸 シイタケ
釣柿 ツクリ
蜜柑 ミカン
結昆布 コブ
おこし

以上
諸大夫衆

○本膳
塩引 シホヒキ
焼物 ヤキモノ
桶 バケ

香物 カウモノ
蒲穂子 ハヤシ
帛綿鯛 ヒメ
壺雑 アハマゼ
湯漬 ユヅク
塩箸之 シホハシ

○二之膳
蛸 タコ
山柝鱧 ヤマハハム
鯛之汁 タコノシ

辛螺 ニシ
酒浸 シメ
御沈 オシ
集汁 シメ

○三之膳
差美 サシミ

貝蛸 カク
鵠 ク
羽盛 ハシ

○御菓子七種

羊羹 ヤウカン
薄皮 ウスカハ
釣柿 ツクリ
椎茸 シイタケ
蜜柑 ミカン
薯蕷 ヤマイモ

結花 ムスヒバナ
已上

御能之時楽屋

○本膳

蛸 タコ
焼物 ヤキモノ
菜草 ナクサ
壺交 アハマゼ

香物 カウモノ
鮓 ズシ
飯 イ

○二盛ごほし

切かまほこ

しき シキ
しいたけ シイタケ
ふ

ゑひ エビ
雁 カニ

かひあわひ

さし

〇三

さけの焼物
いか ひや汁

〇くハし

うすかハ 山のいも やうかん
つりかき 花おこし

已上

右御成之次第誠以兎毫染候

事 且雖憚至極候 為後季不顧外
見粗驗置候畢

文祿四年三月廿八日

松波右衛門尉

重隆

〇七五三

〇本膳

塩引 鱧 小串
蛸 湯漬 塩 箸之台

香物 帛綿鯛桶

〇二之膳

かまほこ 烏賊 鵒之汁
かい焼

羽盛 海月 集汁

〇三之膳

蛸 辛螺 鯛

舟盛

〇菓子

枝柿 あり乃ミ かや くるミ
やうひ めんなもの ふこさし
やうかん むらほし 已上

〇五々三

〇本膳

塩引 蛸 菊草
あへませ 塩

さんせう 箸

香物 海月 飯

新出史料「徳川家康書状 豊臣秀保宛」および「式御成之次第」について

○二之膳

かまほこ 唐墨 鳥

にし

つくミ あふひ 塩鯛

○三之膳

こつし かけいり

桶

羽盛 筒切

○菓子

すんきんかん あまのり つりかき

くり ほうらい 山のいも

きんかん ひめくるミ かや

已上

右之條々無望人ニ不可伝仍如件

朝岡伊豫守

安國

寛文三癸卯年

朝岡弥五右衛門尉

國豊

二月十二日

青山弥次兵衛殿

金 鯨 叢 書 第四十一輯 [年一回刊行]

— 史学美術史論文集 —

平成二十五年 三月三十日 編集
平成二十六年 七月二十五日 印刷・発行

編集者

〒171
0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
竹 内 義 誠
徳 川 崇

発行者

〒605
0089

京都市東山区元町三五五
株式会社 徳川黎明会
電話 (395) 〇一一番 (代)

制作所

〒600
8805

京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 同朋舎
電話 (361) 九二二番 (代)

印刷所

株式会社 同朋舎
印刷部
電話 (361) 九二二番 (代)